



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリス外交と戦後ヨーロッパ秩序の形成、1945-50年 - 大国間協調体制から北大西洋条約機構へ
Author(s)	細谷, 雄一; HOSOYA, Yuichi
Citation	北大法学論集, 51(5), 77-120
Issue Date	2001-01-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15044
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(5)_p77-120.pdf



イギリス外交と戦後ヨーロッパ秩序の形成、一九四五―五〇年

—— 大國間協調体制から北大西洋条約機構へ ——

細谷雄一

目次

序論 — 現代国際政治史の再構築

- (一) 戦後ヨーロッパでなぜ「長い平和」が続いたのか？
- (二) 戦後秩序形成の国際政治史 — 冷戦史と欧州統合史の総合

- (三) 「ドイツ問題」とヨーロッパ分断
 - 一 ヨーロッパ講和条約の形成 — 大国協調体制、一九四五—一九四七年
 - (一) 「西欧ブロック」と大国間協調
 - (二) 外相理事会と戦後処理問題
 - (三) パリ講和会議とヨーロッパ講和条約
 - 二 西欧統合をめぐる協調と対立 — 英仏関係の視角、一九四七—一九四九年
 - (四) ベヴィンの「西欧同盟」構想
 - (五) 西欧統合をめぐる英仏協調の動揺
 - (六) シューマン・プランと「ドイツ問題」
 - 三 北大西洋条約機構の成立 — 英米関係の視角、一九四八—一九五〇
 - (七) 「西欧同盟」と「大西洋同盟」
 - (八) ドイツ再軍備問題と冷戦の危機
 - (九) プレヴァン・プランと北大西洋条約機構の確立
- 結論 — 「外交」の復権

序論 — 現代国際政治史の再構築⁽¹⁾

(一) 戦後ヨーロッパでなぜ「長い平和」が続いたのか？

第二次世界大戦後のヨーロッパは、半世紀を越えて「長い平和」を享受することになった。それがどれだけ、不安や恐怖に満ちていたとしても、ともあれヨーロッパ大陸では大國間で銃声を交えることはなかった。戦後ヨーロッパにおける、「第三次世界大戦」勃発という現実的な不安は、幸運にも杞憂のものとなったのである。

第一次世界大戦後には、戦争の惨禍の下で多大な平和への希望が抱かれたにも拘わらず、戦後秩序が二〇年で崩壊した。それとは反対に、第二次世界大戦後には、戦争への恐怖が抱かれたにも拘わらず、戦後秩序が平和と安定へと帰結した。一体、何故第二次世界大戦後には、平和と安定がヨーロッパに定着したのであるうか。これまで、ジョン・ルイス・ギャデイスの説明に見られるように、米ソという二つの超大國での「力」に基づく敵対関係こそが、戦後の平和と安定の重要な要素であると唱えられてきた。つまり、「近代史における最も深刻で継続的な敵対」こそが、「長い平和」をもたらしたのである。⁽³⁾そして、あたかもこの二つの超大國が、戦後の世界政治を意のままに動かしてきたかのような叙述が繰り返されてきた。それでは、現実の國際政治は、そのようなものであったのだろうか。

ここでは、戦後の「長い平和」を理解するための最も重要な要素は、米ソの「敵対関係」ではなく、また「核兵器」という非人間的な要素でもなく、そしてアメリカという超大國の国内要因や対外構想という要素でもなくて、むしろ、戦後処理問題をめぐる大國間の外交交渉の過程の中に隠されていると考える。即ち、ナポレオン戦争後のウィーン体制研究や、第一次世界大戦後のヴェルサイユ体制研究のように、第二次世界大戦後の安全保障体制の全体像を理解して初めて、平和と安定の本質を理解できるといえるだろう。従って、ここでは一九四五年七月ポツダム会議開幕から、戦後ヨーロッパ安全保障体制としての北大西洋条約機構が成立する一九五〇年一月までの間の、約五年間の大國間外交交渉と、その帰結としての西側におけるヨーロッパ安全保障体制形成の過程を、イギリス外交の役割に注目して論じることになる。それでは、第二次世界大戦後のヨーロッパ安全保障体制とは、いかなるものであったか。

(二) 戦後秩序形成の国際政治史 — 冷戦史と欧州統合史の総合

従来の戦後ヨーロッパ国際政治史研究は、大きく分けて、冷戦史と欧州統合史の二つへと分断される傾向が見られた。⁽⁴⁾ 冷戦史研究では現実主義的な関心から、戦後世界における国際安全保障や軍事問題が論じられた。冷戦史研究における最大の関心とは、米ソ対立の起源についてであり、ソ連の脅威の性質についてであった。換言すれば、アメリカの対ソ政策をめぐる展開それ自体が注目されるあまり、戦後秩序の全体像についての検討は驚くほどなされていなかった。

他方で欧州統合史研究では、理想主義的な関心から、戦後ヨーロッパにおける超国家的統合の発展を論じる傾向が見られた。そこでの関心は、仏独間の和解と「不戦共同体」の形成であったが、それが冷戦という大きな東西対立の枠組みの中に位置づけられている事実が論じられることは、少なかつた。欧州統合が、どのような国際環境の下で、どのような意図から始まったのかを詳細な史料を用いて検討する作業は、ここ十年ほどで大きく前進した。しかしながら、そのような作業を冷戦史研究の新しい展開という作業と総合して論じられることは、まだ少ない。

即ち、冷戦史研究と欧州統合史研究の二つのアプローチが総合的に論じられることは稀であり、戦後秩序形成の全体像を論じる国際政治史研究は殆ど見られなかつたのである。⁽⁵⁾ しかしながら、戦後ヨーロッパにおける平和と安定を理解するためには、そして戦後初期の大国間の国際関係の現実を理解するためには、この二つの歴史観を総合し、現代国際政治史を再構築する必要があると言えるであろう。⁽⁶⁾ そのような新しい視点から戦後ヨーロッパを眺めることによって、従来とは異なる全体像を得られるであろう。本稿では、必ずしも個別的なテーマに関して、それぞれ詳細に検討を行うことはせず、むしろ多様な先行研究を総合して戦後秩序形成という全体像を理解することを目的とする。それでは、この二つの歴史観を総合して、戦後秩序形成の過程を検討した場合に、どのような問題がその核心となっていたと言える

のであろうか。この二つの歴史観にまたがる巨大な問題とは、いかなるものであろうか。

それは、「ドイツ問題」とヨーロッパ分断の問題であった。

(三) 「ドイツ問題」とヨーロッパ分断

冷戦初期ヨーロッパにおいて、「ドイツ問題」とヨーロッパ分断の問題は、重層的に絡み合っていた。「ドイツ問題」とは、第二次世界大戦後のヨーロッパにおいて、敗戦国ドイツにどのような地位を与え、戦後ドイツをどのような国家体制のもとで国際社会に参加させるか、という問題であった。⁽⁷⁾これは、長い歴史的な系譜を持ち、そもそも戦間期のヨーロッパ国際政治における中核的問題でもあった。即ち、「ドイツ問題」をめぐる対立と協調の構図こそが、戦後ヨーロッパ安全保障体制の本質であり、この問題の解決への結論こそが、ヨーロッパ分断という国際秩序の形成であった。

ヨーロッパ分断の問題とは、戦後ヨーロッパ秩序を形成する上で、二つの異なる政治経済体制へと分断が進む中で、この現状をどのように受け止め、「鉄のカーテン」周辺の諸国をどのように扱うのかという問題であった。即ち、冷戦問題である。しかしながら、冷戦問題としてこの問題を眺めると、どうしても軍事問題と結びつきがちで、また敵対関係のみに焦点が当てられる傾向がある。他方で、ヨーロッパ分断問題として捉える場合には、⁽⁸⁾平和と安定の可能性が考慮可能であり、それぞれ二つのブロックの中での国際組織化と、戦後処理が可能となるのである。

この問題は、ドイツとオーストリア以外の旧枢軸諸国との講和条約となる、ヨーロッパ講和条約を締結した一九四七年二月以降に顕著となる。そしてそれは、一九四七年六月のマーシャル・プラン発表を一つの分水嶺として、誰の目にも明らかとなっていく。一九四七年一二月ロンドン外相理事会 (Council of Foreign Ministers: CFM) 決裂以降の大国間

協調体制は、一つの限界に直面するのであった。その結果としてイギリス外務省は、一九四九年には「西側勢力の結集」という一つの結論を導きだし、戦後秩序をヨーロッパ分断という現状を受け入れた上で形成しようと試みるのである。⁽⁹⁾ 換言すると、イギリスが「西欧ブロック」形成を目指し、「西側勢力の結集」を目的としたひとつの帰結として、ヨーロッパ分断が確定していくのであった。⁽¹⁰⁾

なぜイギリスは一九四五年以降、対ソ協調の限界を認識し、「西欧ブロック」形成という選択肢を好んだのか。なぜイギリスは、ヨーロッパ分断を前提として、「ドイツ問題」を解決しようとしたのか。ヨーロッパ分断としての安全保障体制が形成される外交過程とは、いかなるものであったのか。これらの諸問題を考察することが、ここでの重要な目的となる。これまで、「長い平和」の要素として、米ソ間の敵対関係と大量核抑止の存在が指摘されることが一般的であった。しかしながら、イギリス政府が、ウィーン会議やヴェルサイユ会議、あるいはロカルノ会議で示したような、ヨーロッパ大陸における平和と安定のための慎重なる外交努力を続けた事実を無視しては、戦後ヨーロッパにおいてなぜ「長い平和」が続いたのか理解できないのではないだろうか。「外交」という旧来からの技術は、第二次世界大戦後の平和と安定を導く上で、重要な役割を果たしたのである。イギリス一国で、戦後の平和を構築したわけではないが、他方で、大国間で慎重かつ継続的な外交交渉が行われた事実を、もう一度再検討する必要があるだろう。

一 ヨーロッパ講和条約の形成 — 大国協調体制、一九四五—一九四七年

(一) 「西欧ブロック」と大国間協調

一九四五年五月九日、ヨーロッパ戦線で最終的に、対独無条件降伏合意文書が調印された。連合国諸政府は各々、本格的に戦後秩序構想を考察し、それを政策文書として確定していくことになる。戦後構想それ自体は戦中から考案されてきたのだが、戦勝が現実のものとなつてはじめて、具体的な作業を進めることが出来るようになったのだ。それでは、イギリス政府はどのような戦後秩序構想を描いていたのであろうか。

イギリス政府の場合は、一九四五年七月二日に最終的に採択された「欧州戦勝後の総括 (Stocktaking after VE-Day)」という外交文書の中で、長期的な戦後の外交方針が描かれている⁽¹¹⁾。またこれは、七月半ばに開催が予定されているポツダム首脳会談に向けての、イギリス政府の構想をも意味している。アンソニー・イーデン英外相及びアレクサンダー・カドガン英外務事務次官が、四月から六月までサンフランシスコで国連憲章調印に向けての作業に携わっており、従つて外務省でオルム・サージェント次官代理が中心にこの文書を作成していた。

この文書の中で、イギリス政府は戦後秩序構想として「西欧ブロック (Western Bloc)」形成による、「西欧諸国との協調」という外交枠組みを明確にした⁽¹²⁾。世界における「第三勢力 (the Third Force)」を形成するための、英仏協調を軸とした「西欧ブロック」構想は、その後一九四九年にストラング委員会 (the Permanent Under-Secretary Committee: PUSC) が「第三勢力」構想放棄を決定するまで、四年間に渡りイギリス政府の長期的外交目標として掲げられる。即ちイギリスの戦後構想の本質とは、英仏関係を軸とした、「西欧ブロック」の形成にあった。これは、後の「西欧統合」と「大西洋同盟」という、異なる二つの外交枠組みの源流とも言えるであろう。

また同時に、アメリカとソ連という強大な二つの大国が世界を支配しつつある中で、「大國間協調体制 (co-operative system)」⁽¹⁴⁾が、自国の経済力や軍事力のみでは不可能な、イギリスの「世界的な地位を我々に約束してくれる」とこの文書には記されている⁽¹⁴⁾。イギリスは、大國間協調体制における、外交的な手段を用いて初めて、米ソと対等な世界

的な地位を手に入れられるのだ。また、英米ソという「三大国の中で、数字的に最も弱く、そして領土的にも最も小さい」イギリスの力は、「英連邦自治領諸国、フランス、そして西欧の小国を、この三大国体制の中での、我々の協力者として加えるような方法によって、最良に行使されるであろう。このような方法によってのみ、我々は長期的に、二つの巨大なパートナーに我々を対等に扱おう、強要することが可能となるのである。」⁽¹⁵⁾イギリスは、大国間協調体制の中で、「西欧ブロック」という枠組みの代表として初めて、米ソと対等な地位に立つことが出来る。イギリスを中心にした、世界政治における「第三勢力」の形成である。換言すれば、イギリス政府は自らの国力の相対的低下を考慮して、大国間協調という大きな枠組みの中で、自らを「西欧ブロック」の「代表」とすることにより、外交的発言力を増すことを望んでいたのである。

七月一二日の「英仏条約と西欧政策 (Franco-British Treaty and Policy in Western Europe)」という外交文書の中では、英仏両国を中心に、「西欧グループ」を形成する具体的なアプローチを記している。⁽¹⁶⁾そこでイギリスのリーダーシップが重要となる。即ち、「イギリス抜きでの西欧グループは、西欧諸国にとっては全く魅力のないものとなるであろう。」⁽¹⁷⁾イギリスはあくまでも、自国を中心とした戦後構想を構築していたのである。それは、ソ連の非協調的で不明瞭な外交姿勢と、アメリカの伝統的な孤立主義の外交文化を前提としており、この二つの傾向は対独終戦後にもあまりにも明確となっていた。ソ連は、より強硬な外交姿勢を示しつつあり、アメリカは大量の兵力を帰還させつつあったのだ。イギリスに残された選択肢は、英仏同盟であった。

七月一七日に、いよいよベルリン郊外で三大国首脳会談が始まった。まだ開会の頃には、友好的な空気が見られていた。具体的な戦後処理問題は、外相理事會設立による解決を目指し、「ドイツ問題」についてはそれ以外の問題が解決した後に、具体的な統一ドイツ政府形成に関する合意を目指すことになる。それ以前に、まずはドイツ占領に関する合

意を得ねばならなかった。⁽¹⁸⁾ポツダム会談における戦後秩序形成のための合意とは、簡単に言うならば、外相理事会という大国間協調の枠組みを用いて講和条約を作成するということである。他方で、「ドイツ問題」解決のためには、統一ドイツ政府を形成せねばならないが、政府形態をめぐるイデオロギー的な思考の相違によって、この問題の解決は先送りにされることになる。

最大の問題のひとつは、外相理事会の構成国についてである。果たして大国間協調とは、「三大国」によるべきか、「四大国」によるべきか、あるいは「五大国」によるべきか。英仏協調を軸に戦後構想を考えていたイギリスは、フランスをそこに加える必要を説いた。一方、国連を軸に戦後構想を考えていたアメリカは、国連「五大国」のフランスと中国とともにそこに加える必要を説いた。他方で、ソ連はそのどちらが外相理事会に参加することにも反対であった。どのような枠組みで、戦後秩序形成の外交交渉を進めるかという土台を決めることは、重要な問題であったにも拘わらず、曖昧な合意がポツダムでなされ、それが後のロンドン外相理事会での大きな争点となる。

基本的には、ヨーロッパにおける戦後処理問題は、英米仏ソの四大国間協調の枠組みにより、問題解決を図ることになる。これはまた、ドイツ占領四大国でもあった。戦時中の「三大国 (the Big Three)」間の協調枠組みは、ポツダム会談以降、「四大国」協調へと変わっていく。四大国の協調体制において、イギリスはフランスとともに、「西欧ブロック」を形成し、その外交技術を用いて中心的に戦後秩序形成の作業に着手するのである。そしてポツダム会談の合意の通り、外相理事会を用いて、戦後処理は大国間協調体制の枠組みにより行われることになる。それでは、大国間協調の枠組みでどのようにして戦後ヨーロッパ秩序を形成しようと試みたのか、大国間の外交交渉を検討したい。

(二) 外相理事会と戦後処理問題

一九一九年の戦後処理は、パリ講和会議で全ての参戦国を集めて行われた。確かにその中心は、英米仏の「三大国 (the Big Three)」であったが、実質的な討議において、非効率的な議事運営が多く見られた。一方、第二次世界大戦後の戦後処理は、ヤルタ会談及びポツダム会談での合意により、⁽¹⁹⁾英米ソの三つの世界大国を中心に、大国間協調の枠組みの中で行われることになった。そして、第一回目の外相理事會が、英米仏ソ中の五カ国によって、一九四五年九月にロンドンで開催する。

九月一日、開会の演説として、主催国のベヴィン英外相は次のように語った。「連合国の軍隊は、自らの任務を達成した。そして今、確固とした永続的平和の基礎を築くために任務を完了せねばならないのは、われわれ、外務大臣である。⁽²⁰⁾このベヴィンの言葉の通り、あるいはここで五カ国外相が想像していた以上に、その後には長く困難な「講和 (Peace)」のための闘いを続けねばならないのである。「戦争の勝利 (Winning the War)」ばかりでなく、「講和の勝利 (Winning the Peace)」のためにも、各国外相は多大な労力を必要とする。また、困難な中での妥協なくしては、そもそも「講和」に至ることさえも不可能であった。

第二次世界大戦後の講和条約形成については、二つの異なる側面があった。第一の側面は、ドイツとの講和である。そもそもドイツは、連合国の直接占領施政が行われており、講和条約を締結すべき中央政府が存在していなかった。従って、講和条約を締結する以前に、まず占領体制を終結させて、新たなドイツ政府を形成せねばならない。これは「ドイツ問題」の重要な一側面である。講和条約に関する第二の側面は、ドイツ以外の旧枢軸諸国との講和問題であった。⁽²¹⁾それは、イタリア、フィンランド、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアであった。どの諸国も、西欧諸国とソ連との間に位置しており、戦後秩序形成は、この二つの勢力の間のヨーロッパ大陸で、いかなる地図を作成するかという問題であると同時に、この諸国がいかなる政治体制となるかという問題であった。英仏両国は地政学の問題を重視し、アメ

リカは政治体制上の問題、即ち自由選挙による政府成立という原則を重視し、ソ連は自らに「友好的」な政府の樹立という問題を重視した。他方で中国政府はこのいかなる問題にも直接的な利害を持たず、従ってロンドン外相理事会以降、この大國間協調の枠組みから外れることになる。日本との講和問題は、この外相理事会の枠組みの中では論じられることはなく、従って外相理事会ではヨーロッパ講和問題に限定した議題が載せられるようになる。ヨーロッパ講和問題と、極東講和問題は別個の問題として扱われるのであった。

外相理事会では、「ドイツ問題」という困難な問題を直視する前に、より容易であるそれ以外の旧枢軸諸國との講和問題に取り進むことになった。最初の問題は、そもそもこれら全ての諸國との講和条約創案の作業に関して、フランスが関与すべきか否かであった。九月二二日、モロトフは外相理事会の議事進行が停滞するのは、會議の構成國が適切に選ばれていないからだとして、會議の中断を要求した。ソ連は、フランスや中國が會議に加わることに反対であった。モロトフが言うには、「會議は今こそ見直されるべきであり、ロシア、アメリカ、イギリスの三ヶ國のみによって議論されるべきである。」⁽²²⁾戦後処理をめぐる大國間協調の枠組みが、ここで動揺する。結局一〇月二日、ロンドン外相理事會は決裂する結果となった。⁽²³⁾

一九四五年九月のロンドン外相理事会から、一九四六年四月に始まるパリ外相理事会に至るまで、大國間協調の枠組みの中で、イタリア問題及びバルカン問題が論じられた。講和問題とは即ち、いかなる戦後秩序を形成するかという問題であった。はたして、いかなる国境線を確定すべきであろうか。はたして、敗戦国にはいかなる政治体制を形成するのが好ましいのであろうか。はたして、敗戦国の旧植民地を、いかなる國が管理し、いかなる処理を行うべきであろうか。それぞれの国益と構想が衝突し、僅かな合意の可能性を追求するのであった。少なくとも、一九四七年二月にヨーロッパ講和条約が調印されるまで、外相理事会を外交枠組みとする大國間協調体制の中で、多くの問題が解決されるの

説
であつた。

論

一九四五年二月の外相会談では、ソ連の希望どおり、米英ソ「三大国」の外相が集まり、いかなる枠組みでイタリア問題及びバルカン問題を処理するかが論じられた。ソ連は開催国であることもあり、比較的協調的な姿勢を示した。モロトフが執拗に、バルカン講和問題に関するフランスの関与を拒絶すると、ベヴィン外相は、「フランスはヨーロッパの大国だ」と断固として主張し、フランスを含めた四大国協調の枠組みを求めた。⁽²⁴⁾ ひとつの解決方法は、講和条約における創案作業と調印作業との二つを分離して考えることであつた。創案過程として、フランスを含めた四大国協調の枠組みをソ連政府は受け入れ、そして全ての参戦国を調印作業に加えることになつた。また、翌一九四六年の早い段階に、パリで講和会議を開催し、全ての参戦国に講和条約創案を提示し、四大国は多様な要求に耳を傾けることが決まつた。一九四五年二月二日、モスクワ外相会談の最終日に、どうにか講和条約作成の外交枠組みの合意に辿り着いたのである。⁽²⁵⁾ この講和会議開催の合意は、二月二十五日のクリスマスの日に公式発表され、バーンズ米国務長官はこれを、「地上の平和 (Peace on earth)」を回復するため」の、「クリスマス・プレゼント」と称したのであつた。⁽²⁶⁾ あとは、一九四六年春に開催予定のパリ外相理事会で、いかにして具体的に、イタリア講和問題とバルカン講和問題についての合意を見いだすかであつた。

(三) パリ講和会議とヨーロッパ講和条約

一九四六年四月二十六日、第二回外相理事会開催のために、四大国の外相がパリのリュクサンブール宮殿に集まつた。講和問題で合意に到達し、イタリア及びバルカン半島に安定的な秩序を形成することは、戦後ヨーロッパで確固とした

平和を形成する上で不可欠であった。パリ外相理事会では、「ドイツ問題」もまた議題に加える必要が唱えられたが、結局それ以前にイタリア及びバルカン半島の問題を解決するのが先決とされた。⁽²⁷⁾

具体的にイタリア問題についての議論がはじまると、ソ連政府が求めているものが「領土」と「賠償金」であることが明らかとなった。これは、一九四五年の外交交渉の中でも既に明らかとなっており、ロンドン外相理事会ではモロトフは私的な会話の中で、英米ソの三ヶ国でイタリア旧植民地を分けるのはどうかと提案していた。⁽²⁸⁾ また、英外務省のピアソン・ディクソンのメモランダムによれば、「ロシア人の主要な目的は、地中海への接近と、そこでの基地の獲得である。従って、地中海こそが、この会議におけるロシアの真の挑戦である。」⁽²⁹⁾ 実際にモロトフ外相は、一〇月一日のベヴィン外相との会話の中で、地中海の「トリポリタニアでの基地を確保するロシアの要望」を明らかにした。⁽³⁰⁾ このように、東地中海における英ソ間の利害対立を解消することが、イタリア問題及びバルカン問題における主要な争点であったのである。それ故、古典的な外交交渉によつて、この問題における妥協と合意が模索されるのである。

イタリア講和問題については、専門家委員会に詳細の検討を委託することが外相理事会で決まり、次第に「ドイツ問題」を直視する必要性が生じてきた。ベヴィン外相は、五月三日に「ドイツ政策 (Policy towards Germany)」と題するメモランダムを作成し、イギリス政府のドイツ政策の基軸を策定することを目指した。⁽³¹⁾ そのメモランダムの中でベヴィンは、「ロシアの非協動的な姿勢により、ドイツを二つの国家へと分断する可能性を排除するべきではない」と指摘している。イギリス外務省は、ここではじめて明確に、ドイツ分断を想定した外交政策を意識したのである。この頃になると、「ロシアの脅威は、確かに復活したドイツと同等のものとなっており、おそらく今後はそれ以上になるであろう」と考慮されていた。イギリスにとつて最悪の事態とは、「ロシアと提携した、あるいはロシアの影響下にある復活したドイツ」であった。イギリスは、ドイツの英占領地区をロシアの支配下に入らぬよう、ドイツ分断も想定せねばならな

かつたのである。従つて、統一ドイツがロシアの支配下に入るのを危惧したイギリス政府は、「鉄のカーテンを崩すことに依然として期待を抱くという願望を、われわれは諦めなければならない」のである。一方、「東ドイツ全体、そして東欧は、取り返しがつかない状況として、ロシアの下へと失われてしまふであらう」と諦観していた。イギリスにとつて何よりも重要なのは、イタリヤであり、英米仏のドイツ占領地区であり、そして「西欧ブロック」であつた。⁽³²⁾それは即ち、ロシアとの協調が困難な場合には、分断されたヨーロッパを前提として、戦後秩序を形成せねばならないことを意味している。

一九四六年七月二九日のパリ講和会議に、連合国側二ヶ国政府が参加することになった。今世紀にはいつて、パリで二度目の講和会議が開かれたのである。しかしながら、一回目の講和会議と今回の講和会議は決定的に異なつていた。というのも、講和条約創案に対して責任を持つのはあくまでも、英米仏ソの四大国であつて、この四大国が外相理事会で講和条約を作成するのである。この講和会議は、外相理事会に対して「勧告」を出すという、「諮問」的な役割を持つに過ぎなかつたのである。

開催国のジョルジュ・ビドー外相は、しかしながら開会演説の中で、この講和会議の意義を次のように指摘した。即ち、第一次世界大戦後の講和会議の「失敗の根本的な原因は、戦争において決定的な役割をはたしていた二つの大国が、講和条約から遠ざかつていたという事実にある」⁽³³⁾。この二つの大国とは、いうまでもなく、アメリカとソ連である。今回の講和会議ではこの二つの大国が中心的な役割を果たし、さらに「全ての民主的な諸国がこの議論に加わっているのだ。」そして、この講和会議の議事進行は、全ての過程が「公開外交」を象徴して、世界に向けて放送されることになった。

このような「公開外交」に対して、英BBC解説者として「二度目」のパリ講和会議に参加した元英外交官のハロルド・ニコルソンは、八月五日の日記に、「この種の会議を、私自身、受け入れることが出来ない。それは世論へのパフォー

マンスであり、真剣な討議ではないのだ」と憤つていた。⁽³⁴⁾ ニコルソンの指摘の通り、各国政府代表は自らの「正しさ」を証明するための、世界へ向けての演説を続けるのみで、実効的な外交交渉が行われることはなかった。結果としてパリ講和会議はいくつかの「勧告」を合意し、それを受け入れるよう外相理事会に要請して閉幕した。ニコルソンの当初からの懸念の通り、「公開外交」という理想主義的なバーンズ米國務長官の提案は、プロパガンダの応報によつて相互不信を増幅させ、国際関係に亀裂を生じさせた。⁽³⁵⁾

このパリ講和会議の「勧告」を受けて、一月四日に四大国外相がニューヨークに集まった。外相理事会において、最終的な講和条約創案作業に移るためである。パリ講和会議のような「公開外交」で、「全ての民主的な諸国」が集まる会議とは異なり、ニューヨーク外相理事会は迅速かつ実効的な交渉がなされ、最終的な講和条約を作成した。この、ドイツ及びオーストリアを除く旧枢軸諸国との講和条約は、一般的に「ヨーロッパ講和条約」と呼ばれ、地中海及びバルカン半島における戦後秩序の枠組みを形成することになる。一九四七年二月一〇日、一年半に及んだ外相理事会での討議の結果、イタリア、フィンランド、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、五カ国との講和条約が調印された。トルーマン・ドクトリン発表の約一ヶ月前のことである。

このように、戦後ヨーロッパの「分断線」は、従来の一般的な見解とは異なり、大國間協調の枠組みの中での外交交渉によつて、描かれることになった。それがどれだけの妥協や対立に満ちていたとしても、軍事的な手段ではなくて外交的な手段で最終的な合意に到達したのである。マーク・トラクテンバーグは、この現実を次のように語る。「ヨーロッパ分断は現実であつて、もしも両者がそれを受け入れるのであれば、対立の中にも限度が見られるようになり、それぞれ自らの道を歩むことが出来たのである。⁽³⁶⁾」ヨーロッパ講和条約で形成された戦後秩序は、主要な大國により承認されたものであつた。「合意による平和」がここで形成された事実を、無視するべきではない。

しかしながら、重要な問題が残されていた。この問題をめぐって四大国間の亀裂は深まり、またこの問題こそがヨーロッパの平和と安定を確立するための本質的な問題でもあった。それは「ドイツ問題」である。一九四七年二月以降、本格的に外相理事会でこの問題が扱われるようになり、この問題をめぐってヨーロッパ分断は確定するのであった。ここで、四大国間の協調体制は一つの限界に直面し、いよいよ「西側」では独自の戦後秩序形成が始まるのである。大國間協調体制は、講和問題の片方の側面、即ちドイツを除くバルカン講和問題とイタリア講和問題を解決する上では有効であった。しかしながら、講和問題のもう一つの側面、即ち「ドイツ問題」解決をめぐってはこの大國間協調という外交枠組みは、その限界を露呈するのである。従って、「ドイツ問題」解決をめぐり、イギリス政府は新しいアプローチを模索せねばならなかった。換言するならば、バルカン講和問題とイタリア講和問題をめぐっては、大國間協調の枠組みの中で「ヨーロッパ分断」が進み、「ドイツ問題」をめぐっては東西対立という枠組みの中で「ヨーロッパ分断」が進んだ。戦後秩序形成の過程を理解するためには、この協調と対立という二つの側面を総合的に理解せねばならない。イギリス政府は、次第に「西欧ブロック」を「大西洋同盟」に拡大して、ドイツをそこに機構的に結びつけることによつて、「ドイツ問題」解決を目指したのである。「ドイツ問題」の経済的側面をめぐっては、「西欧統合」という手段により解決を目指し、「ドイツ問題」の軍事的側面をめぐっては、「大西洋同盟」という枠組みを用いて解決を図ることになる。それではこの、「西欧統合」と「大西洋同盟」という二つの外交枠組みの形成をめぐり、イギリス政府の役割を見ていくことにしよう。

(一) ベヴィンの「西欧同盟」構想

一九四七年は、「ヨーロッパ分断」を象徴する一年間であり、それは次の三つの過程により証明された。第一には、一九四七年三月から四月にかけて行われた、モスクワ外相理事会である。ここで「ドイツ問題」解決をめぐる外交交渉は空転した。アメリカ政府は、新たに國務長官となったジョージ・マーシャルの帰国後の態度に示されるように、ソ連との協調をほぼ諦めた様子であった。第二に、このモスクワ外相理事会の挫折を受けて、六月にマーシャル・プランとしての、経済復興計画が発表された。アメリカ政府は、自由主義経済の確立と、欧州統合への契機をこの計画に期待していた。この計画への参加をめぐって、ヨーロッパ大陸は二つの陣営へと分断された。「西側」諸国との繋がりの強いチェコスロバキアも、これを契機として「東側」諸国として位置づけられるようになるのであった。第三に、一九四七年一二月の、ロンドン外相理事会の決裂は、大國間協調の限界とヨーロッパ分断の現実を、あまりにも刻銘に物語っていた。もはやここで、大國間協調の枠組みで「ドイツ問題」を解決することが不可能であることが、明らかとなった。従って、イギリス政府は新たな選択肢を、イギリス外交の長期的な基軸として選ばねばならなかった。イギリスはどのような戦後秩序構想を前提として、「ドイツ問題」解決を目指すべきであろうか。

イギリス外務省は、新たなイギリス外交の方向性を模索し、ひとつの答えを見いだした。その作業は、親仏的で親歐的な、アーネスト・ベヴィン外相とグラッドウィン・ジェブ外務事務次官代理の二人を軸として進められた。ジェブが回顧するには、「もし一九四七年が戦後処理計画の全体が崩壊した一年だとしたら、一九四八年は新たな方法が創られた一年である。」⁽³⁷⁾この「新たな方法」とは、具体的に何を意味するのであろうか。

ベヴィン外相が見いだした結論は、英仏を軸とした、「第三勢力」の形成である。これは、ベヴィンが外相就任直後

の一九四五年八月に明らかにした構想でもあった。つまり、ベヴィンは大國間協調の限界を考慮に入れ、それが挫折した場合、あるいはその枠組みの中で自らの発言力を増すために、「西欧ブロック」としての結束が必要であることを論じていた。⁽³⁸⁾ そのような背景もあり、一九四八年一月四日、ベヴィン外相は、「イギリス対外政策における第一目的 (The First Aim of British Foreign Policy)」と題する画期的なメモランダムを作成した。⁽³⁹⁾ この中でベヴィンは、「ソ連との協調の限界を前提として、英仏関係を軸とした「第三勢力 (the Third Force)」としての「西欧同盟 (Western Union)」の形成を目指す必要を説いている。ベヴィンによれば、「イギリスにおいて、われわれはもはやヨーロッパの外側に立つことは出来ないし、またわれわれの問題と地位が、近隣ヨーロッパ諸国のそれとは切り離されたものと主張することは出来ない。」

イギリスはここで、従来の対外政策の基軸を変容させることになる。イギリスは伝統的に、ヨーロッパ大陸からは一定の距離を置いてきた。しかしながらベヴィンは、イギリスがヨーロッパ大陸、とりわけ西欧諸国のリーダーとなるべき方向を示したのである。歴史家ジェフリー・ウォーナーによれば、「ベヴィンの『西欧同盟』構想は、例えば、ジャン・モネのヨーロッパ連邦構想と等しく称賛に値するものである」と延べ、ベヴィンの主席秘書官であったロデリック・パークレイは「アーニー (ベヴィン) は、いつも西欧の統一性の断固たる信奉者で、その必要を数々の演説で述べている」と指摘する。⁽⁴⁰⁾ また、ベルギーのスパーク外相も、統合ヨーロッパを形成する上で、「イニシアチブを発揮したのは、イギリス人であった」という。⁽⁴¹⁾

一九四八年一月二二日、ベヴィン外相は、以上のような「西欧同盟」構想を、英下院の議会演説で発表した。ベヴィンによれば、「西欧の結束の時は、熟しているのである。」⁽⁴²⁾ 西欧諸国の結束を求めるベヴィンの演説は、国内ばかりか、ヨーロッパ大陸で大きな歓迎を受けることになる。とりわけスパーク・ベルギー外相は、熱烈な支持の声明を送る。⁽⁴³⁾ ア

アメリカ政府もまた、このベヴィンの「西欧同盟」構想を高く評価し、歓迎した。そしてマーシャル国務長官は、後にアメリカがそれに加わるような、「第二段階」が到来する可能性を示唆した。⁽⁴⁴⁾このベヴィンの「西欧同盟」演説は、その後のヨーロッパ秩序形成において画期的転換点となるべく、重要な意義を持つていたのである。そして、このベヴィンの「西欧同盟」構想こそが、後の「西欧統合」と「大西洋同盟」という異なる二つの秩序構想の決定的な契機となるのであった。

(二) 西欧統合をめぐる英仏協調の動揺

一九四八年三月一七日に、ブリュッセル条約が調印され、「西欧同盟」が現実のものとなると、それをどのような国際機構に発展させるかが加盟五カ国間での争点となった。ここでイギリスとフランスの二ヶ国は、それぞれの利害関係や戦後秩序構想が大きく異なることが明らかとなる。そもそもベヴィンの「西欧同盟」構想は、英仏協調を軸として想定していた。従って、英仏協調が動揺することにより、この構想は意外にも脆弱なものとして機能麻痺に陥るのであった。

イギリスの最大の懸念は、ソ連の巨大な地上兵力に対抗できるような勢力を、いかにして結集させるかということである。即ち、第一に「ソ連問題」として、この西欧同盟をイギリス政府は考えていたのである。⁽⁴⁵⁾従って、もしもこの西欧同盟が十分な地上兵力を集めることが出来なければ、イギリスにとつてそもそもこの構想は、不十分なものとなるのである。決定的な転機は、一九四八年二月末のチェコスロバキア危機であった。イギリスはソ連の脅威はあくまでも政治的なものとみなしており、確固とした国内体制を構築することによってその脅威を排除できると想定していた。ところが、暴力的なプラハでの危機を目にしたイギリス政府は、ソ連が強硬手段を用いても、自らの意図を貫徹する徴候を

見いだしたのである。ここで、ペヴィン外相をはじめとするイギリス政府の認識に変化が生じる。ペヴィン外相がメモランダムの中で指摘するには、「今となつては、共産主義者達が、準備を極秘裡に進めている一方で、ときには暴力的手段を用いて政権を奪取する用意が整っているだろうということを認識するのに、いかなる特別の知識も必要もないであろう。」⁽⁴⁶⁾このような認識が間違ではないことは、五月にはじまるベルリン封鎖という、ソ連の強硬姿勢によって明らかとなる。

他方で、フランスにとつて、何よりも「ドイツ問題」こそが、安全保障問題の核であった。従つて、フランスは西欧同盟という枠組みを利用して、最終的に超国家的な統合を進め、ドイツをそこへ組み込むことを求めていた。フランスはそもそも、ルール地方をフランスの支配下、あるいは国際管理体制へと導こうと試みていた。ところが、英米両国の反対により、国際管理体制構想は限定的となり、西ドイツ政府形成へ向けての道のりが明らかとなつた。一九四八年六月七日の、西側ドイツ占領地区に関する共同声明発表により、フランスは窮地に立たされた。それまでドイツに対して強硬政策が目立っていたフランス政府は、その対独政策を根本から変更する必要が迫られたのである。⁽⁴⁷⁾

それまでビドー仏外相は、必ずしも連邦主義的な欧州統合構想に共感を感じていたわけではなく、むしろ政府間協力としての統合を目指していた。しかしながら、「ドイツ問題」を早期に解決し、ドイツをある程度コントロールできる枠組みを形成するには、超国家的なヨーロッパにドイツを埋め込む以外は考えられない。そこでビドー外相は、フランスがリーダーとなり、統一ヨーロッパを形成する必要を説くようになる。六月一日、国民議会でビドーは次のように語つた。「私がヨーロッパについて話すとき、それはパリを首都 (capital)⁽⁴⁸⁾としたヨーロッパである。というのも、一六ヶ国がパリに資本 (capital) を持っているからである。」フランスは自らがヨーロッパ統合のリーダーとなり、超国家的統合を進めようと試みるようになる。その帰結が、七月一九日の、ビドーの超国家的な「欧州議会」設立構想であ

(49)

イギリスは、ドイツの将来をある程度樂觀視し、従って政府間協力の枠組みの中でも、ドイツを西欧同盟に加えることが可能だと考えていた。ところが、フランスの場合はドイツに対する不安と懸念があまりに強いために、超国家的な枠組みの中にドイツを埋め込み、自らのコントロールの下におこうと試みた。皮肉にも結果として、イギリスは欧州統合の枠組みの外に出て、フランスは自らのリーダーシップの下で、仏独協調を発展させたのである。ひとつには、欧州統合はこのような安全保障問題としての視野からも眺めねばならず、イギリスはまずソ連に対抗するための勢力形成として西欧同盟を考えており、フランスは対独安全保障問題としての文脈の中で、常に欧州統合を考えていたのであった。

(三) シューマン・プランと「ドイツ問題」

「欧州議会」構想をめぐる外交交渉は、結局フランスの希望を裏切つて、イギリスの主張の通り、政府間協力の枠組みの中での欧州審議会 (the Council of Europe) 設立へと帰結した。これは、フランス政府にとって、そしてベネルクス諸国にとって、大きな失望であった。フランス政府は、一九四八年七月以降、ロベール・シューマンが外相となつていた。フランスの歴史家、レイモン・ポワドバンが指摘するように、シューマンの外相就任は、新しいフランスのドイツ政策の到来を示すことになり、仏独和解への確固とした土台を提供することになった。⁽⁵⁰⁾ シューマン外相には、イギリスと友好関係を維持する一方で、ビドー以上に仏独和解を強く望む動機が存在していた。ルクセンブルク出身のシューマンは、ボン大学で法学を学び、第一次世界大戦ではドイツ軍兵士という身分を経験し、ドイツ市民であった。従つて、フランス外相となつたシューマンが、「ドイツ問題」解決と、仏独和解に特別な使命感を感じていたとしても不思議で

はない。⁽⁵¹⁾そして、シューマン外相は、「ヨーロッパ」という枠組みを用いて、「ドイツ問題」解決に臨んだのである。しかしそれは、イギリスの抵抗もあり、「欧州議会」構想の挫折に帰結した。

一九四九年、フランスは「ドイツ問題」を解決するためにも、欧州統合をめぐる新たなイニシアチブを模索していた。一〇月三日、アメリカのアチソン國務長官は、シューマン宛の書簡の中で、「ドイツ連邦共和国を、速やかかつ確固として西欧に統合させるためのフランスのリーダーシップを發揮するときは、今である」と書いて⁽⁵²⁾いる。もはやアメリカ政府は、ヨーロッパにおけるリーダーシップを、イギリスに求めようとはしなかった。西欧統合による戦後秩序形成のイニシアチブは、イギリスからフランスの手に移ろうとしていたのだ。当時、シューマンと同じMRP（人民共和運動）の党幹部であった、ジャン・ルトゥールは、フランスのイニシアチブの必要を次のように語る。「イギリスは、ストラスブール（欧州審議会）での活躍にも拘わらず、ヨーロッパから切り離されてしまった。またアメリカは、われわれにその指揮をとるよう要求している。もしわれわれがそれを拒むならば、アメリカは六カ月以内に、このリーダーシップをドイツに求めることになるであろう。⁽⁵³⁾」

他方で、ドイツもまたフランスのイニシアチブを求めていた。アデナウアー西独首相は、シューマンに、「仏独和解と欧州協力のために、明確なる努力をして頂きたいと懇願する」と書き送⁽⁵⁴⁾っている。アデナウアーは、いつまでも西ドイツが英米仏の支配下にあること、そして国際的に不平等な地位にあることを是正しようと試みた。⁽⁵⁵⁾そのまずはじめの手掛かりとして、仏独和解が必要であると感じていたのである。大國間協調体制の挫折の後の「ドイツ問題」解決のひとつの鍵は、このように、「ヨーロッパ」という枠組みの中での仏独和解に求められたのである。

このように、「ロベール・シューマンにとってのヨーロッパという概念は、ヨーロッパ連邦という理論的な視野から生じたのではなく、現実の問題、即ちドイツ問題から生じたものなのである。⁽⁵⁶⁾」そして、このような背景から、ジャン・

モネとの協力の下で、シューマン外相は、一九五〇年五月九日、現在の欧州統合の起源とも言える仏独経済協力構想、即ちシューマン・プランを発表した。シューマン同様、この計画を構想したジャン・モネもまた、現実的な動機から欧州統合計画を考案した。モネは、「ドイツの状況は、近い将来の平和を急速に脅かしている」と、五月四日のシューマン宛のメモランダムの中で語っている。⁽⁵⁷⁾モネにとつてのシューマン・プランとは、「ドイツ問題」解決のため、即ちフランスの経済力及び国家安全保障を確保するための重要な構想であった。歴史家ヒッチコックが述べるように、「理想主義的な言葉ではなくて、厳しいリアルpolitikの言葉によつて、モネはこの計画をシューマンに打ち出したのである」⁽⁵⁸⁾。

以上に述べたように、フランスはシューマン・プランという欧州統合計画を用いて、歴史的な「ドイツ問題」の解決を目指した。これは、経済問題であると同時に、戦後秩序形成の問題、そしてフランスの国家安全保障の問題でもあった。仏独和解が確立し、西欧において戦後ドイツの位置づけが超国家的な欧州統合という枠内に位置づけられることは、ヨーロッパ安全保障体制において重要な意味を持っていた。しかしながら、それはあくまでも、経済的、そして政治的な意味合いでの安全保障問題と言える。軍事的な側面での「ドイツ問題」解決のためには、そしてソ連に対しての西欧の安全保障を確立するためには、「大西洋同盟」という枠組みが求められるのであった。

二 北大西洋条約機構の成立 — 英米関係の視角、一九四八—一九五一年

(一) 「西欧同盟」と「大西洋同盟」

一九四八年一月にマーシャル米國務長官が、イギリス政府に「大西洋同盟」形成の可能性を示唆するメモランダムを伝えて以来、イギリス政府にとっては「西欧同盟」と「大西洋同盟」という異なる二つの安全保障体制が想定されている。前者は、「第三勢力」として、米ソに対抗する自立した勢力をイギリスのリーダーシップの下で形成することになる。他方で、「大西洋同盟」においては、英米関係を軸として、より強大な勢力を結集させることを目指す。前者はイギリスにとってより魅力的な選択肢ではあるが、不十分であり、後者は、西欧の自立を諦めねばならないが、充分な地上兵力を備えることを可能とする。ソ連の強硬姿勢の顕在化、そしてフランスの軍事力の未成熟によって、イギリス政府は後者に傾くようになる。

一九四八年三月以降、アメリカ外交における孤立主義的伝統は終焉に向かいつつあった。アメリカ政府が真剣に「大西洋同盟」の可能性を考慮する直接的な起源は、チェコスロバキア危機とそこでのマサリク外相の死去であった。アメリカ政府は、それによって、西欧、そして世界中の「自由主義諸国」政府が、共産主義勢力の膨張主義と暴力主義の下に倒れていく現象に、深刻な危機感を抱いていたのである。このことは、三月三〇日の「ソビエトの指導する世界共産主義に対するアメリカの姿勢」と題する国家安全保障会議第七号決議文書の中で明らかとなっていた。⁵⁹その中で、「ソビエトの指導する世界共産主義の最終目的は、世界支配である」と、アメリカの国家安全保障会議は結論づけていた。そして、「枢軸国の敗北以降、強大な国力を維持しているのは、アメリカとソ連の二つの中心」であるという。つまり、「世界征服という共産主義の目的に、実質的に対抗することの出来る唯一の力の源泉が、アメリカである。」ここで、イギリスとは異なり、アメリカがソ連の脅威を「世界支配」や「世界征服」という言葉を用いて論じていることに注意したい。アメリカにとって、冷戦とは単なる中東欧の戦後処理問題や「ドイツ問題」解決をめぐる具体的な問題ではなくて、アメリカの国家安全保障を脅かすような、世界的な米ソ対決を意味していたのである。従って、「ソビエトの指

導する世界共産主義の打倒は、アメリカの安全保障にとって死活的なのである。」冷戦は次第に、米ソ間の世界的対決としての色彩を帯びるようになる。

アメリカ政府が、「二つの中心」、即ちアメリカとソ連の間の敵対関係として冷戦を考えはじめると時期を同じくして、イギリスはこの「二つの中心」に対抗するための「第三勢力」構想を放棄することを考えはじめた。一九四八年から一九四九年にかけて、「鉄のカーテン」の西側諸国は、「大西洋同盟」というひとつの巨大な勢力へと結集しつつあり、それは「唯一の力の源泉」でもあるアメリカのリーダーシップの確立と同時に進みつつあった。このように、西側勢力をひとつに結集させることが、イギリス外交の重要な目的となっていたのである。

そして、この「西側勢力の結集」の果実としての「大西洋同盟」は、一九四八年三月末のペンタゴン交渉を起源として、実質的な外交交渉へと進む。このペンタゴン交渉には、イギリス、アメリカ、カナダという、「英語使用世界」(English-Speaking World)のみで話し合われていた。⁽⁶⁰⁾「西側勢力の結集」の手段として、はたして「西欧同盟」を北米へと拡大するべきであろうか。あるいは新たな「大西洋同盟」という枠組みを構築するべきであろうか。このふたつに議論は分かれたが、結果として後者が選択された。⁽⁶¹⁾新しい概念としての「北大西洋地域における集団防衛協定」の提案である。⁽⁶²⁾ベヴィン外相は、ペンタゴン交渉の合意文書、「ペンタゴン・ペーパー」に見られる決定を、「現在考えられる限りで、最良の平和への担保」と表現していた。⁽⁶³⁾一方、この時期、フランスを含めた他の西欧諸国にはこの交渉の存在さえ知らされていなかった。英米両国を中心に、大西洋同盟交渉が進められていく。この「最良の平和の担保」は、一九四八年六月一日の米上院におけるヴァンデンバーグ決議の採択により、現実の政策への昇華が視野に入るようになった。このようなアメリカ孤立主義的伝統の終焉を、離任予定のインバーチャル卿駐米大使は、「アメリカ対外政策の新しい段階」と記した。⁽⁶⁴⁾また同様に、米國務次官ロバート・ロヴェットは、このような「地域的安全保障」に関するア

メリカ政府のアプローチは、「この国のそれまでの対外政策からの本質的な離別を意味する」と語っている。⁽⁶⁵⁾ ヨーロッパ安全保障体制の形成をめぐり、一九四八年一月から六月まで、重要な転換点を意味していたのである。西欧同盟は、徐々に「大西洋同盟」構想の下に隠れるようになっていく。

イギリス政府は、この変化に呼応するかのように、自らの長期的外交政策の指針を軌道修正する。そもそも一九四八年一月のベヴィン・メモランダム、「イギリス対外政策の第一目的」において、「西欧同盟」形成こそが、イギリスの長期的な外交目的となるはずであった。しかし以上のような状況の変化を認識して、イギリスは「西欧同盟」と「大西洋同盟」という二つの構想をどのように調整すべきかの結論を出さねばならなかった。一九四九年二月に新しく外務事務次官に就任したウィリアム・ストラングは、外務事務次官委員会（ストラング委員会、PUSC）を省内に設立して、長期外交目標を再検討することになる。⁽⁶⁶⁾ ストラング委員会の三カ月に渡る議論の結論として、「世界第三勢力か西側の結集か？」という極秘文書が五月に作成された。⁽⁶⁷⁾ この中で、ストラング委員会は、「第三勢力」構想を放棄して、「大西洋同盟」を土台とした「西側の結集」を目指す方向性を指摘する。この構想は、一九四九年一〇月の閣議での受け入れられ、イギリス政府の政策となった。⁽⁶⁸⁾ イギリス政府はもはや、「第三勢力」としての西欧同盟という枠組みに魅力を感じなくなり、西欧統合という外交枠組みを、むしろ「大西洋同盟」への障害と感ずるようになっていく。

このようにして、アメリカ政府は「アメリカ対外政策の新しい段階」へと進み、イギリス政府は、「第三勢力」を放棄して「西側の結集」という地理的により広範な、新しい長期的外交目標を設定した。一九四九年四月には北大西洋条約が調印され、英米関係を中心として「西側勢力」が形成されるようになる。それでは、「西側勢力」と「共産主義勢力」の狭間に成立した西ドイツ政府を、はたしてどのように位置づけるべきであろうか。軍事的にも、西ドイツはヨーロッパ大陸における「力の空白」になりかねない。あるいは、この西ドイツが「共産主義勢力」の側に吸収されるとすれば、

それは「西側勢力」にとつて最悪の事態である。「鉄のカーテン」は大きく西方へ進み、大きな後退を大西洋同盟が味わうことになるであろう。それでは、この問題をいかに解決したらよいのであろうか。実は、このドイツ再軍備問題は、北大西洋条約の軍事機構化の問題と、表裏一体となっていたのである。

(二) ドイツ再軍備問題と冷戦の危機

一九五〇年になると、英米仏三国政府は、次第に「ドイツ問題」を重要な外交議題として論じるようになった。⁽⁶⁹⁾一九五〇年五月のロンドン西側外相会談は、二つの意味で「ドイツ問題」を考える上での重要な転機となった。ひとつには、このロンドン外相会談開始の二日前、五月九日に、シューマン外相が、「シューマン・プラン」と後に呼ばれる仏独統合計画を発表した。フランスは「ドイツ問題」の経済的側面を解決しようと、新しいアプローチを見いだしたのである。そして第二に、五月九日と一〇日に行われた英米二国会談では、ドイツ再軍備問題が議論された。ペヴィン外相は、西側諸国のドイツ政策の「目的地点は、西側体制へのドイツの最終的な融合であり、中欧大国としてのドイツの孤立化ではない」と述べた。⁽⁷⁰⁾アチソン國務長官は、「アメリカの考えも同様だ」と返答した。英米両国とも、ドイツを軍事的に、西側勢力の中に融合させる重要性を認識していた。問題は、どのようなアプローチを用いて、ドイツ再軍備を進めるかであった。ドイツに武器を持たせるには、あまりにも不安が大きかったのである。

一九四五年から一九四七年に至るまで、大國間協調という枠組みを用いてイタリア問題とバルカン問題をめぐる合意に至った。また、一九四八年から一九四九年に至るまで、西欧同盟及び大西洋同盟という枠組みを用いて、アメリカを含めた西側勢力の結集を実現させた。残る問題は、「ドイツ問題」、とりわけドイツ再軍備問題である。つまり、ドイツ

を軍事的にヨーロッパ安全保障体制の中にどのよう位置づけるかという問題である。そもそも、第二次世界大戦勃発の直接的原因は、ドイツの軍事力と軍事行動であった。従って、どの国もこの「ドイツ問題」を深刻に受け止めていた。次なる戦争を防ぐため、そして万が一に次なる戦争が起こった場合に、ドイツを敵国として闘うことをなんとしてでも防ぎたい。一九五〇年から一九五五年に至るまで、ヨーロッパ国際政治における最大の議題のひとつが、「ドイツ問題」とりわけドイツ再軍備問題の解決であった。

ところで、ドイツ再軍備問題は、決してそれ自身が独立した問題ではなかった。この問題には、欧州統合とアメリカのコミットメントという重要なふたつの問題が絡み合っていた。まず第一に、仏独関係はフランスのドイツに対する信頼をひとつの重要な土台としている。もしもドイツが国軍を復活させ、強大な軍事力を備えることになれば、そしてドイツが独自の外交行動をとることが可能となれば、そもそもドイツを「ヨーロッパ」という超国家的枠組みに「封じ込める」というシューマン・プランという構想自体が、崩壊しかねない。従って、フランス政府、とりわけジャン・モネはドイツ国軍の復活を妨げ、欧州統合を成功裡に発展させることを常に念頭に置いていた。⁽¹⁾

第二に、アメリカは北大西洋条約に調印したとはいえ、それは単なる「紙きれ」に過ぎなかった。アメリカが巨大な地上兵力をヨーロッパ大陸に駐留させることがなければ、そもそもイギリスの考えている「大西洋同盟」構想は空洞となりかねない。つまり、「紙きれ」をいかにして「一つの機構(an organization)」へと発展させるかという問題である。⁽²⁾しかしアメリカは、自国のみが過大な軍事的負担を背負うことを嫌い、西欧諸国側の防衛努力を強く求めることになる。しかしもはやこれ以上、経済的に弱体なフランスやイギリスが軍事的コミットメントを増すことは出来ない。従って、残る選択肢は、ドイツの兵力を利用する、ということであった。

一九五〇年六月に勃発した朝鮮戦争は、この問題に対してひとつの答えを出した。即ち、緊急かつ実効的に、西側軍

事機構を發展させ、ソ連に対する抑止力を形成するというのである。そのためには、ドイツ人兵力の貢献は不可欠である。問題は、前述の通り、いかにしてドイツ再軍備を進めるかということであり、それは即ち、いかにしてドイツを含めたヨーロッパ安全保障体制を形成するかということでもあった。⁽⁷³⁾ヨーロッパ分断という現実が目の前にあり、英米仏三国に出来ることは、西側安全保障体制を形成することである。しかしながら問題は、アメリカ、イギリス、フランスで、大きく異なる安全保障体制を構想していたことであつた。

アメリカ政府は、一九五〇年になると、共產主義勢力に対する脅威認識を急速に強めていった。これは、一九五〇年四月七日に採択された国家安全保障会議第六八号決議に端的に現れている。⁽⁷⁴⁾この文書が指摘するには、アメリカは、「ドイツと日本の敗北」、及び「イギリス帝国とフランス帝国の衰退」という状況を認識し、アメリカとソ連という「これら二つの中心」へと世界の力の重心が移つたことを理解せねばならない。そして、自らのリーダーシップの下で、アメリカは、ソ連に対抗することが重要となる。「自由世界」の価値を守るためには、「圧倒的な力 (preponderance of power)」を持ったアメリカを中心にして、西側防衛体制を發展させる必要がある。⁽⁷⁵⁾ここで、西ドイツもまた重要な役割を担わねばならない。アメリカの場合は、國務省と国防省で異なるドイツ再軍備構想を描いていた。國務省は、欧州統合に対する情熱的な支持から、北大西洋条約の枠内で「欧州防衛軍 (a European Defense Force)」を形成する必要性を説いている。⁽⁷⁶⁾他方で国防省は、國務省の理想主義的な「欧州防衛軍」構想には反対であつた。⁽⁷⁷⁾早期の内にドイツ再軍備を達成し、西側軍事体制を充実させるために、直接西ドイツを北大西洋条約に参加させる必要を説いている。結局、国防省の考えに近いかたちで、アメリカ政府はドイツ再軍備を求めるようになる。

他方でイギリスの場合は何よりも、「西側勢力」の一員として西ドイツを加える必要を考慮していた。しかしながらアメリカ政府に比べると、ベヴィン外相の対独不信任感もあり、ドイツ再軍備に関してはより慎重であつた。イギリスが

ドイツに求めることは、北大西洋条約への直接的な参加ではなくて、むしろ国内における安全保障を確立するための「治安警察部隊 (Gendarmérie)」の設立であった。しかしながら、イギリス参謀本部はアメリカ国防省同様、ソ連の軍事的脅威を強く実感しており、一九五〇年五月一日の時点で、「客観的に言っても、これ以上ドイツ問題を直視するのを避け続けるわけにはいかない」と論じている。⁽⁷⁸⁾ 軍部は、ドイツにおける「力の真空」を怖れていたのである。というのも、一九五〇年三月にはイギリス参謀本部は、「一九五一年」中に対ソ戦が勃発する可能性が高いことを想定した、「ギャロツパー計画」を構想しており、強大な兵力動員が必要であると結論づけていた。⁽⁷⁹⁾ 朝鮮戦争勃発後の一九五〇年八月三〇日には、共産主義への懸念を強め、「西欧防衛のためのドイツ兵力利用」という報告書の中で、参謀本部はドイツ再軍備の具体的な方法を記している。⁽⁸⁰⁾

このように、英米両国政府のとりわけ軍部が、ドイツ再軍備の必要を強く力説する一方で、フランスの場合はドイツ再軍備を否定するというコンセンサスが存在していた。フランス人は、ドイツ再軍備を論じること自体が時期尚早と考えていたのである。しかしながら、朝鮮戦争の戦火が拡大し、ヨーロッパ大陸では共産主義勢力に対する脅威認識が高まる中で、ドイツにおける「力の真空」を放置することに対して深刻な危惧が感じられるようになる。従って、一九五〇年九月のニューヨーク三国外相会談では、この「ドイツ問題」が西側三国外相の間の議題に上り、そこで西側諸国間でヨーロッパ安全保障体制の構想をめぐる見解の亀裂が明らかとなるのであった。

(三) プレヴァン・プランと北大西洋条約機構の確立

ニューヨーク外相会談では、アチソン米国務長官がドイツ再軍備案を提唱したのに対して、フランス政府は執拗にそ

れへの強い抵抗を示すようになる。⁽⁸¹⁾ シューマン仏外相が語るには、ドイツ再軍備に対するフランス国内での障害は、第一に「心理的問題」であつた。⁽⁸²⁾ しかしアチソンは、アメリカの欧州防衛へのコミットメントの前提として、「統合同令部の下での、西側防衛へのドイツ部隊の参加という原則を受け入れる」ことを、ベヴィンとシューマンに求めた。⁽⁸³⁾ この「原則」はフランスにとつては受け入れがたかつた。イギリスが次第に、このアチソン提案に歩み寄る一方、フランスは「国際軍」というかたち以外では、ドイツ再軍備には一切反対である。アチソンは、この点での「原則的な合意」に到達しなければ、アメリカのコミットメントも不可能だと語つた。⁽⁸⁴⁾ 問題は明瞭であつた。ドイツ再軍備問題は、北大西洋条約の軍事機構化の問題と表裏一体なのである。大西洋同盟が実効的な抑止力を形成するためには、ドイツ再軍備問題を解決することを避けて通れない。それでは、西側三国政府は、いかにしてこの問題を解決しようとしたのか。

フランス政府の、この問題に対する解決案は、プレヴァン・プランとしての「欧州軍」の形成であつた。フランスにとつて重要なことは、いかにして「ヨーロッパ」という枠組みの中で、ドイツをコントロールするかであつた。ドイツの「行動の自由 (la liberte d'action)」こそが、フランスの脅威である。⁽⁸⁵⁾ それは、仏独経済統合構想のシューマン・プランであれ、ドイツ再軍備構想のプレヴァン・プランであれ、同様であつた。従つて、シューマン・プランの成功は、プレヴァン・プランの成功と無関係ではなかつたのである。もしも、北大西洋条約の中で、西ドイツがフランスと対等な国際的地位で、軍事化を進めるのであれば、そもそもシューマン・プランによつてドイツにはめた桎梏自体が、意味をなさなくなるであらう。それは、プレヴァン・プランの発案者、ジャン・モネ自身が述べている。即ち、「シューマン・プランと同様の原理に基づいた一貫した政策が必要なのだ。」⁽⁸⁶⁾ 超国家的な「欧州軍」を形成し、その中にドイツを埋め込むことによつてはじめて、フランスは国家安全保障上の要請を満たすことが出来るのである。北大西洋条約という大きな枠組みの中に、「欧州軍」とアメリカという、二つの柱が存在するのである。そして、「欧州軍」のリーダーが、ま

さにフランスでなければならぬのだ。ジャン・モネは、「最終的には、フランスはヨーロッパのリーダーになるのである」と述べている⁽⁸⁷⁾。

フランスの超国家的「欧州軍」構想に対して、イギリス政府は反対であった。そもそも、既に見たように、イギリスは一九四九年に「第三勢力」構想を放棄しており、「西側勢力の結集」を引き裂くような、「欧州軍」の形成には批判的であった。また、一九四八年の英仏対立で見られたように、超国家的な統合アプローチにはイギリス政府はしばしば嫌悪感を示していた。フランスの示す「欧州軍」構想の内容を知って、また、西側国防相会談におけるフランスの態度を知って、イギリスのアトリー首相は、「フランスの非妥協的な態度と、現実感覚の欠如」を強く非難⁽⁸⁸⁾した。アトリー首相は、共産主義勢力の脅威の下で、フランスがあまりにも「非現実的」な構想に固執することに憤慨し、「彼らは既に、降伏する決心をしてしまったのだろうか?」と言った⁽⁸⁹⁾。マーシャル米国防長官も同様に、西側国防相会談では、「明らかに全員が、このフランス案に反対であった」と述べている⁽⁹⁰⁾。フランスは孤立していた。

この事態を打開して、フランス案とアメリカ案の間の妥協点を見出さねばならない。冷戦の危機の中で、「ドイツ問題」解決は、緊急の問題であったのだ。一九五〇年一二月のブリュッセル北大西洋理事会で、スポフォード米政府代表が示した妥協案は、一方でフランスの主張する「欧州軍」形成を西欧諸国が目指し、他方で同時並行で北大西洋条約の軍事機構化を進めるという折衷案である⁽⁹¹⁾。もしもフランス案が成功しない場合には、西ドイツは北大西洋条約に直接加盟する。

ここで、戦後ヨーロッパの安全保障体制の全体像の輪郭が浮かび上がった。それは、ヨーロッパ分断という現状を前提とし、イギリスの描くように、「西側勢力」が結集してひとつの大西洋同盟を形成するのであった。他方で、その中で、フランス政府が望みアメリカ政府が支援するように、超国家的な統合によってドイツを「ヨーロッパ」という枠組

みの中に埋め込むのであった。同時に、このような安全保障体制の下で、ソ連に対抗しうる強大な大西洋同盟としての抑止力を形成するのであった。このようなヨーロッパ安全保障体制が形成される過程で、これまで見てきたような、外交交渉による協調と妥協の外交努力が続けられた事実を、無視するべきではない。慎重かつ継続的な外交によって、ヨーロッパ安全保障体制が構築されるのである。即ち「長い平和」とは、「外交による平和」でもあったのだ。

結論 — 「外交」の復権

このようにして、一九四五年から一九五〇年にかけて、ヨーロッパ大陸に永続的な平和を構築するために、様々な外交努力がなされた。それは、ヨーロッパ講和条約、西欧統合、そして北大西洋条約機構の確立という三つの成果に帰結した。ヨーロッパ講和条約は、イタリア問題及びバルカン問題に関する大国間の合意を生み出した。またシェーマン・プランによる西欧統合構想は、「ドイツ問題」の経済的側面を解決し、仏独和解の土台となる。そして、北大西洋条約機構が確立することにより、「ドイツ問題」の軍事的側面を解決し、アメリカのコミットメントを成立するための基礎を築いた。これにより、ヨーロッパ分断という大きな枠組みの中で、西側勢力の間で安定的なヨーロッパ安全保障体制が形成されたのである。イギリスはこれらの外交交渉の過程において、重要な役割を果たしたと言うことが出来るであろう。そもそも、イギリスは、「一八一五年」、「一九一九年」と、二回の戦後秩序形成の過程で主導的な役割を担っており、「一九四五年」以降においてもまた、「平和形成 (Peace-making)」に必要な条件を十分理解していたとも言えるのではないか。

一九五〇年一二月のブリュッセル北大西洋理事会によって、戦後ヨーロッパの「長い平和」が確立したわけではない。

ドイツ再軍備問題は、一九五四年八月三〇日に大きな危機に直面し、そこで再び外交を通じた解決が模索されるのである。また、大國間協調という枠組みは、一九五四年のベルリン外相理事会、及び一九五五年のジュネーブ首脳会談で再び外交の表舞台に登場する。「一九五五年」という転換点を無視して、戦後のヨーロッパ安全保障体制を論じることが出来ないであろう。⁹² 平和は、一回の外交会議や、一枚の条約文書で達成されるわけではない。持続的で、忍耐強く、慎重なる外交交渉を繰り返すことで、合意に必要な信頼が醸成され、相互の利益が調整され、妥協への糸口に光が当てられるのである。即ち、外交とは、マックス・ウェーバーの言葉を借りるならば、「堅い板に力をこめてじわつと穴をくり貫いていく作業」であるのだ。⁹³ この忍耐を理解せずして、平和の本質も理解できないのではないか。

これまで、戦後ヨーロッパの「長い平和」は、米ソ間の敵対関係や、核抑止の存在によるところが大きいと論じられてきた。しかしながら、それ以前に、上記のような外交努力により、最善の妥協点が模索され、一定の合意と協調が目指されてきた現実を無視するべきではない。同時に、冷戦対立の中でも「第三次世界大戦」に至らぬように、大國間協調の枠組みがその底流に存在していたとも言えるのではないか。そのような大國間協調は、ベルリン封鎖を終結するための一九四九年のパリ外相理事会、そして「ドイツ問題」解決を目指した一九五四年のベルリン外相理事会と、一九五五年のジュネーブ首脳会談においても、現れている。核兵器の登場した戦後世界においても、政治指導者や外交官が外交舞台でなし得る役割や責任を軽視するべきではない。少なくとも、第二次世界大戦後のヨーロッパで、これらの外交努力なしに、「米ソ敵対関係」と「核抑止」のみで「長い平和」が達成されたとは言えないであろう。「外交」というもののなし得る役割を再認識し、平和と安定のための「外交」の復権を認識することは、冷戦終焉後の平和の条件を考える上でも、意味があるのではないか。そして、そのような外交を通じて戦後秩序形成を目指すという思想は、イギリスに多くを負っているであろう。

註

- (1) 本稿は、二〇〇〇年度日本国際政治学会研究大会（名古屋）における、「冷戦期イギリス外交の展開」部会における報告ペーパー、「冷戦初期ヨーロッパ安全保障体制の形成」に、質疑応答による討議を経て、多少の加筆修正したものである。報告時に、多くの方々から御意見や御教示を頂いたことに、記して感謝したい。
- (2) John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War* (Oxford: Oxford University Press, 1987) Chapter 8, especially p.245. 「平和 (peace)」という言葉は、実務及び学問の世界で多様な理解が存在し、それを明確かつ単一的に定義するには困難が伴う。他方で、外交実務の世界では、「平和 (peace)」とは、一般的に、「戦争状態の終結 (termination of the state of war)」を意味し、従って「講和条約 (peace treaty)」の調印がその議論の土台となる。「講和作成 (peacemaking)」を示して、「平和」と定義するのは狭義の意味での「平和」であるが、ここでは「平和」の拡大解釈を取らずに、このような文脈における「講和作成」と「秩序形成」の文脈から論じることにした。
- (3) *Ibid.*, p.216.
- (4) この問題意識については、細谷雄一『英国外交と国際秩序——戦後ヨーロッパ秩序の形成、一九四五—一九五一年』（未公開博士論文、慶應義塾大学、一九九九年）序章において、詳細に検討している。ここでは、詳細に先行研究の検討を行っているが、ここでは紙幅の関係上、脚注は最小限度に留める。
- (5) この二つの問題を総合的に論じた数少ない例外的な研究としては、以下のものがあげられる。Wilfried Loth, *The Division of the World 1941-1955* (London: Routledge, 1988); Marc Trachtenberg, *A Constructed Peace: The Making of European Settlement 1945-1963* (Princeton: Princeton University Press, 1999). 一方、ロートが「世界分断」を論じ、またトラクテンバーグは「ドイツ問題」をめぐる核問題を中心に論じているが、どちらも戦後秩序形成の過程での分析視点は、本稿とは異なるものである。即ち、これまで欧州統合と冷戦史を統合して、ヨーロッパ安全保障問題を論じようと試みた分析視角は見られなかったと言えるであろう。また邦語文献として、益田実「一九四四年—五一年にかけてのイギリス、アメリカ両国の西ヨーロッパにおける戦後秩序形成への対応(一)・(二)」『法経論叢』第一四卷一・二号(一九九六年)及び、同「アトリー労働党政権と西ヨーロッパの経済協力問題、一九四五—一九四九年」『法経論叢(二)』(四)第一五卷一—一六卷二号(一九九七・八年)は、経済問題を中心に戦後秩序形成を論じる優れた研究である。田中孝彦「冷戦構造の形成とパワーポリ

テイクス」東京大学社会科学研究所編『二〇世紀システムⅠ』（東京大学出版会、一九九八年）は、独自の分析視角から、冷戦構造の中での欧州統合の意義を検討している。

- (6) 筆者はこれまで、このような問題関心から、以下の論文を公刊してきた。「イギリス外交と戦後ヨーロッパ秩序の模索、一九四七年―四八年」『法学政治学論究』第三三号、一九九七年、「統一ヨーロッパ」をめぐる西欧諸国の協調と対立、一九四八―四九年」同三四号、一九九七年、「シューマン・プランの起源、一九四九―五〇年」同三五号、一九九七年、「イギリス外務省と英米同盟の形成、一九四八―一九五〇年」『法学政治学論究』第三六号、一九九八年、「イギリス外交とドイツ再軍備問題、一九四九―五〇年」同三八号、一九九八年、「北大西洋条約の軍事機構化とドイツ再軍備問題、一九五〇年」同四〇号、一九九九年、「ヨーロッパ冷戦の起源、英ソ関係とイデオロギー対立の発展、一九四五―四六年」同四二号、一九九九年。個別的争点に関する検討はそちらに譲り、ここではそれらの研究成果を総合してその全体像を論じることにする。また、詳細な先行研究及び一次資料の検討についても、そちらを参照いただきたい。

- (7) 「ドイツ問題」を直接的に論じて、戦後ヨーロッパ安全保障問題を検討した本格的な研究としては、Pierre Guillen, *La question allemande: 1945 à nos jours* (Paris: Imprimerie nationale, 1996) 及び Wilfried Loth (Hg.), *Die deutsche Frage in der Nachkriegszeit* (Berlin: Verlag, 1994) の諸論文が、現時点での最高水準の研究成果と言えるであろう。「ドイツ問題」という視点から、戦後ヨーロッパ史を再検討することにより、従来とは異なる歴史記述が可能となった。

- (8) このような議論は、Trachtenberg, *A Constructed Peace*, pp.22-3 においても見られる。

- (9) Public Record Office (以下 PRO), FO371/76384, W3114/3/500G, PUSC (22) Final, 9 May 1949, "The Third World Power or Western Consolidation?" の問題を検討したものとすれば、細谷前掲「イギリス外務省と英米同盟の形成 一九四八―五〇年」参照。

- (10) このことから、アン・デイトンは、冷戦起源におけるイギリスの役割の重要性を強調している。Anne Deighton, *The Impossible Peace: Britain, the Division of Germany and the Origins of Cold War* (Oxford: Oxford University Press, 1993)。デイトンの場合は、一九四七年に至るまでの「ドイツ分断」をめぐる外交交渉に重点を置いているが、ここではむしろ「ヨーロッパ分断」をめぐる外交交渉を、より長期の枠組みの中で論じる。

- (11) PRO, FO371/50912/U5471, Memorandum by Orme Sargent, "Stocktaking after VE-Day," 11 July 1945; also in, R. Butler and M.E.

Pelly (eds.), *Document on British Policy Overseas*, Series I, Volume I: The Conferences at Potsdam, July-August 1945 (London: HMSO, No.102) 以下 DBPO, I, I と略。以下の研究においてこの外交文書についての検討がなされており、参考にした。益田実「第二次チャーチル政権と西ヨーロッパの統合、一九五〇-一九五四年」『法政論叢』第十二巻第二号（一九九五年）五十七頁参照；PRO, FO371/Z9595/13/17, Record of Meeting on 13 August 1945; also in, DBPO, I, I, No.603; John W. Young, *Britain, France and the Unity of Europe 1945-51* (Leicester UP, 1984); Sean Greenwood, "Ernest Bevin, France and 'Western Union': August 1945-February 1946," *European History Quarterly*, vol.14 (1984).

- (12) 'Western' という言葉は、一九四八年半ば以降、英米仏三国を中核とした「西側」という概念を指して用いられるようになるが、他方で一九四五五年の時点でイギリス外務省内ではこのような「西側」概念は存在していなかった。むしろイギリス外務省内では伝統的に、'Western' とは、「西欧」を指しており、Western Department とは、西欧局を指している。従って、ここで 'Western Bloc' という言葉を用いる場合に、「西欧ブロック」と、イギリス外務省の主旨の通りの用い方をし、同様に 'Western Union' という言葉を、「西欧同盟」と訳することにする。他方で、一九四九年以降用いられる、'Western Alliance' という言葉は、その言葉の主旨に即して、「西側同盟」と訳する。
- (13) PRO, FO371/76384, W3114/3/500G, PUSC (22) Final, 9 May 1949, "The Third World Power or Western Consolidation?"
- (14) PRO, FO371/50912/U5471, "Stocktaking after VE-Day."
- (15) Ibid.
- (16) Brief for the UK Delegation to the Conference at Potsdam, "Franco-British Treaty and Policy in Western Europe," 12 July 1945, in DBPO, I, I, No.119.
- (17) Ibid.
- (18) ポツダム会議における詳細な外交交渉の過程については、David Dilks, *The Conference at Potsdam, 1945* (Hull: The University of Hull Press, 1997) が殆ど唯一の、一次資料を用いた信頼できる研究である。ここでは、英政府外交資料は、DBPO, I, I をして、米政府外交資料は、*Foreign Relations of the United States, 1945: The Conferences at Berlin, volume I* (Washington D.C.: USGPO, 1960) を利用した。当事者の回顧録は、例えば、Winston S. Churchill, *Triumph and Tragedy: The Second World War*, volume VI (Boston: Houghton and Mifflin, 1953); 『トルーマン回顧録』(恒文社、新装版一九九二年); James F. Byrnes, *Speaking*

- Frankly* (London: William Heinemann, 1947); David Dilks (ed.), *The Diaries of Sir Alex Cadogan 1938-1948* (London: Cassell, 1971); Anthony Eden, *The Reckoning* (London: Cassel, 1965) を用いたことである。
- (19) Protocol of the proceeding of the Berlin Conference, 2 August 1945, DBPO, I, I, No.603.
- (20) Record of First Meeting of CFM at London, 11 September 1945, DBPO, I, I, No.38. 外相理事会の外交交渉については、Patricia Dawson Ward, *The Threat of Peace: James F. Byrnes and the Council of Foreign Ministers, 1945-1946* (Ohio: The Kent University Press, 1979) が殆ど唯一の詳細な研究である。他方でこれは米政府の視点から論じられており、一九四七年の重要な外相理事会については検討されていない。
- (21) オーストリアもまだ、連合国四大国の占領下にあり、ここでは「ドイツ問題」といっただけにそれにオーストリアを含めるようにする。
- (22) Note of a Meeting in Molotov's Room at Lancaster House, 22 September 1945, Roger Bullen and M.E. Pelly (eds.), *Documents on British Policy Overseas*, Series I, Volume II: Conferences and Conversations 1945: London, Washington and Moscow (London: HMSO, 1985) No.97. 以下、DBPO, I, II へ略。
- (23) Thirty Third Meeting of CFM at London, 2 October 1945, DBPO, I, II, No.159; Byrnes, *Speaking Frankly*, p.106.
- (24) Record of the Second Meeting of Three Foreign Secretaries at Moscow, 17 December 1945, DBPO, I, II, No.298.
- (25) Record of the Seventh meeting of the Three Foreign Secretaries in Moscow, 21 December 1945, DBPO, I, II, No.320.
- (26) Byrnes, *Speaking Frankly*, p.115; Ward, *The Threat of Peace*, p.63.
- (27) 「ドイツ問題」を議題に載せることを執拗に要求したのは、フランスでもあった。CFM (46)1, Memorandum by the French Delegation at the CFM, "Germany", April 25, 1946, *Foreign Relations of the United States*, 1946, Vol. II: Council of Foreign Ministers (Washington, D.C.; USGPO, 1970), pp.109-112. 以下、FRUS, 1946, II へ略。
- (28) Byrnes, *Speaking Frankly*, p.95; Ward, *The Threat of Peace*, pp.27-8.
- (29) Memorandum by Dixon, 24 September 1945, DBPO, I, II, No.120.
- (30) PRO, CAB129/3, CP (45) 202, 4 October, Memorandum by Bevin.
- (31) PRO, CAB129/9, CP (46)186, 3 May 1946, Memorandum by Bevin, "Policy towards Germany".

- (32) Joseph Foshepoth, "British Interest in the Division of Germany after the Second World War," *Journal of Contemporary History*, vol.21 (1986) pp.400-401; Greenwood, "Ernest Bevin, France and 'Western Union,'" p.209. アン・デイトンは、この時期にイギリス外務省が、「西側」政策として、「西欧ブロック」を形成し、「西ドイツ」形成を視野に入れはじめたことを指摘し、これを冷戦の起源の重要な要素と見なしている。 Anne Deighton, "Towards a 'Western' Strategy: The Making of British Policy towards Germany 1945-46" in Anne Deighton (ed.), *Britain and the First Cold War* (London: Macmillan, 1990); Deighton, *The Impossible Peace*.
- (33) CP (Plen) 1, July 29, 1946, *Foreign Relations of the United States, 1946*, vol.III: Paris Peace Conference: Proceedings (Washington D.C.: USGPO, 1970) pp.26-9. 以下、FRUS, 1946, III へ参照。
- (34) Nicolson Diary, 5 August 1946, in Nigel Nicolson (ed.) *Harold Nicolson Diaries and Letters 1945-62* (London: Collins, 1968) pp.60-1.
- (35) Harold Nicolson, "Peacemaking at Paris: Success, Failure or Farce?" *Foreign Affairs*, vol.25, no.2 (1947).
- (36) Trachtenberg, *A Constructed Peace*, p.15.
- (37) *Memoirs of Lord Gladwyn* (London: Weidenfeld and Nicolson, 1972) p.208.
- (38) PRO, FO371/Z9595/13/17, Record of a Meeting on 13 August 1945; DBPO, I, I, No.4; Sean Greenwood, *Britain and European integration since the Second World War* (Manchester: Manchester University Press, 1996) p.18; Young, *Britain, France and the Unity of Europe 1945-51*; Greenwood, "Ernest Bevin, France and 'Western Union'".
- (39) PRO, CAB129/23, CP (48) 6, 4 January 1948, Memorandum by Bevin, "The First Aim of British Foreign Policy".
- (40) Geoffrey Warner, "The Labour Governments and the Unity of Europe," in Ritchie Ovendale (eds.), *The Foreign Policy of the British Labour Government 1945-1951* (Leicester: Leicester University Press, 1984) p.80; Roderick Barclay, *Ernest Bevin and the Foreign Office* (London: Ropert Hart-Davis, 1985) p.90.
- (41) Paul-Henri Spaak, *The Continuing Battle: Memoirs of a European 1936-1966* (London: Weidenfeld and Nicolson, 1971) p.200.
- (42) *Hansard: House of Commons Debates*, series 5, vol.446, coll.383-409 (London: HMSO, 1948).
- (43) Jean Stengers, "Paul-Henri Spaak et le Traite de Bruxelles de 1948", dans Raymond Poidevin (dir.), *Histoire des Débuts de la*

- Construction Européenne Mars 1948-mai 1950* (Baden-Baden: Nomos, 1986) p.126; Michel Dumoulin, *Spaak* (Bruxelles: Editions Racine, 1999) pp.412-4.
- (44) PRO, FO371/73045, 19 January 1948, Inverchapel to Bevin; Marshall to Inverchapel, 20 January 1948, *Foreign Relations of the United States*, 1948, vol. III: Western Europe (Washington D.C.: USGPO, 1974) pp.8-9. 以下、FRUS, 1948, III と略。
- (45) このことは、「イギリス対外政策の第一目的」(CAB129/23, CP (48) 6) と同時にだれれだぐウイン・メモランダム「ソビエト政策の見直し」、PRO, CAB129/23, CP (48) 7, 5 January 1948, Memorandum by Bevin, “Review of Soviet Policy” において示されている。
- (46) PRO, PREM8/1431, CP (48) 71, 3 March 1948, Memorandum by Bevin, “The Czechoslovakia Crisis.”
- (47) この側面については、Guillen, *La question allemande*, p.26 及び、上原良子「フランスのドイツ政策——ドイツ弱体化政策から独仏和解へ」油井大三郎他編『占領改革の国際比較』(三省堂、一九九四年)一九〇—四頁参照。
- (48) P.M.H.Bell, *France and Britain 1940-1994* (London: Longman, 1997) p.101. ちなみに、当時パリには、欧州経済復興機構(OEEC)の事務局が所在し、アメリカの経済援助の窓口となり資本が集まっていた。
- (49) ビトーの「欧州議会」構想をめぐるその背景については、以下の研究を参照。Marie-Therese Bitsch, “Le Role de la France dans la Naissance du Conseil de l’Europe,” dans Poidevin (dir.), *Histoire des Debuts de la Construction Européenne*, pp. 165-173; Georges-Henri Soutou, “Georges Bidault et la construction européenne 1944-1954,” dans, Bernstein, Mayeur et Milza (dir.), *Le MRP et la construction européenne*, pp.214-5; Elisabeth de Rean, “Le MRP et la naissance du Conseil de l’Europe,” dans Serge et al (dir.), *Le MRP et la Construction Européenne* pp.68-76.
- (50) Raymond Poidevin, *Robert Schuman: homme d’Etat 1886-1963* (Paris: Imprimerie nationale, 1986) p.86.
- (51) Raymond Poidevin, “Le Facteur Europe dans la Politique Allemande de Robert Schuman” dans Poidevin (dir.), *Histoire des Débuts de la Construction Européenne* (Baden; Nomos, 1986), pp.311-5; Pierre Gerbet, “Les Origines du Plan Schuman: Le Choix de la Method Communautaire par le Gouvernement Francais,” dans *ibid.*, p.212.
- (52) Première lettre de Dean Acheson, le 30 octobre 1949, dans Henry Beyer (dir.), *Robert Schuman: l’Europe par la reconciliation franco-allemande* (Lausanne; Fondation Jean Monnet pour l’Europe centre de recherches européenne, 1986), p.46.

- (53) Klaus Schwabe, "The Origins of the United States Engagement in Europe, 1946-1952," Francis H. Heller and John R. Gillingham (eds.), *NATO: The Founding of the Atlantic and the Integration of Europe* (New York: St.Martin's Press, 1992) p.178.
- (54) Lettre de Konrad Adenauer, le 26 juillet 1949, dans Beyer (dir), *Robert Schuman*, p. 106.
- (55) Hans-Peter Schwartz, *Konrad Adenauer: A German Politician and Statesman in a Period of War, Revolution and Reconstruction, Vol. 1: From the German Empire to the Federal Republic, 1876-1952* (Oxford: Berg, 1996) p.505.
- (56) Gerbet, "Les Origines du Plan Schuman," p.214.
- (57) Memorandum sent by Jean Monnet to Robert Schuman and Georges Bidault, 4 May 1950, in Richard Vaughan (ed.), *Post-war Integration in Europe: Documents of Modern History* (London: Edward Arnold, 1976), pp.51-56.
- (58) William I. Hitchcock, *France Restored: Cold War Diplomacy and the Quest for Leadership in Europe 1944-1954* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1998) p.109.
- (59) NSC7, "The Position of the United States with Respect to Soviet-Directed World Communism," March 30, 1948, Documents of the National Security Council, 1947-1977 (in Microfilm).
- (60) PRO, FO371/68067, 25 March 1948, Memorandum by Inverchapel from Washington to FO; Minute of the first Meeting of the US-UK-Canada Security Conversations at Washington, March 22 1948, FRUS, 1948, III, pp.59-61. ベトナムへの交渉については、既にくつもの詳細な研究があるのでそれらを参照されたい。 John Baylis, "Britain and the Formation of NATO," in Joseph Smith (ed.), *The Origins of NATO* (Exeter: Exeter University Press, 1990); John Baylis, *The Diplomacy of Pragmatism: Britain and Formation of NATO 1942-1949* (Kent: The Kent State University Press, 1990); Cees Wiebes and Bert Zeeman, "Pentagon Negotiations, March 1948: the Launching of the North Atlantic Treaty," *International Affairs*, vol.59 (1983); 吉崎知典「北大西洋条約をめぐる米・西欧関係 一九四八—一九四九年」『新防衛論集』第一九巻 第一号 (一九九一年)
- (61) Baylis, *The Diplomacy of Pragmatism*, p.94.
- (62) PRO, FO371/73069, 5 April 1948, Memorandum by Jebb, "Western Security".
- (63) Telegram from Bevin of April 9, FRUS, 1948, III, p.79.
- (64) PRO, FO371/68014/AN1914, Inverchapel to Bevin, 5 May 1948, "United States: Weekly Political Summary"; PRO,

- FO371/68014.AN2076, Inverchapel to Bevin, 21 May 1948, “United States: Weekly Political Summary: The Strategic Aspects of American Foreign Policy.”
- (65) Minutes of the 1st Meeting of the Washington Exploratory Talks on Security, July 6, FRUS, 1948, III, pp.184-5.
- (66) 細谷前掲「イギリス外務省と英米同盟の形成、一九四八―一九五〇年」の中で、ストラング委員会とイギリスの長期的外交政策の転換について詳細に検討している。
- (67) PRO, FO371/76384, W3114/3/500G, PUSC (22) Final, 9 May 1949, “The Third World Power or Western Consolidation?”
- (68) PRO, CAB129/37, CP (49) 208, 18 October 1949, Memorandum by Bevin, “European Policy.”
- (69) イギリスのドイツ政策の基軸は、PRO, CAB129/39, CP (59) 80, 26 April, Memorandum by Bevin, “Policy towards Germany”の中で論じられているが、この時点ではまだイギリス政府としてドイツ再軍備の必要を結論づけているわけではない。最終的なドイツ再軍備の必要を想定しながらも、漸進的な発展の必要を説いている。
- (70) Alan Bullock, *Ernest Bevin: Foreign Secretary 1945-51* (London: Heinemann and Nicolson, 1983) p.767.
- (71) Télégramme de Jean Monnet à Robert Schuman, 14 Septembre 1950, dans *Jean Monnet-Robert Schuman Correspondance 1947-1953*, p.56.
- (72) 例えば、次の会談の中で、アメリカのホームズ駐英公使は、ベヴィンにそのような要求を提示している。Record by Dixon of a meeting between Bevin and Holmes, 4 September 1950, in *Document on British Policy Overseas, series II, volume II: The London Conference, Anglo-American Relations and Cold War Strategy January - June 1950* (London: HMSO, 1987) No.2. 以下、DBPO, II, IIと略す。
- (73) ヨーロッパ安全保障体制の再編に、朝鮮戦争が与えた影響を、ロートは次の論文の中で検討している。Wilfried Loth, “The Korean War and the Reorganization of the European Security System 1948-1955,” in R.A.Ahmann, A.M.Birke, and M.Howard (ed.), *The Quest for Stability: Problems of West European Security 1918-1957* (Oxford: Oxford University Press, 1993) pp.495-486.
- (74) “NSC68: United States Objectives and Programs for National Security (April 14, 1950)” in Ernest R. May (ed.), *American Cold War Strategy: Interpreting NSC 68* (New York: St.Martin’s, 1993).
- (75) Melvyn Leffler, “Negotiating from Strength: Acheson, the Russians, and American Power,” in Douglas Brinkley (ed.), *Dean Acheson*

and the Making of US Foreign Policy (London: Macmillan, 1993)p.177. 『力の優位性』 Melvyn P. Leffler, *A Preponderance of Power: National Security, the Truman Administration, and the Cold War* (Stanford: Stanford University Press, 1992) のなかで 詳細に論じられてゐる。

- (76) Matthews to Burns, "Establishment of a European Defence Force," August 16, 1950, *Foreign Relations of the United States 1950*, Volume III: Western Europe (Washington D.C.: US Government Printing Office, 1977) pp.212-219. アメリカ政府内で国務省が欧州統合への共感を表す点について Klaus Schwabe, "The United States and European Integration: 1947-1957," in Wurm (ed.), *Western Europe and Germany*, pp.115-135; Klaus Schwabe, "The Origins of the United States' Engagement in Europe, 1946-1952," in Francis H. Heller and John R. Gillingham (eds.), *NATO: the Founding of the Atlantic Alliance and the Integration of Europe* (New York: St.Martin's Press, 1992) pp.161-192 が優れてゐる。
- (77) JCS2124/18, 1 September 1950, "Proposal for Establishment of a European Defence Force to Include German Armed Forces," in Records of the Joint Chiefs of Staff, Part II: 1946-1953 (in Microfilm).
- (78) CAB131/9, DO (50) 45, 7 June 1950, Report by the Chiefs of Staff, "Defence Policy and Global Strategy," in *Documents on British Policy Overseas, Series II, Volume IV, Korea June 1950-April 1951* (London: HMSO, 1950) Appendix I, pp.411-461.
- (79) PRO, PREM8/1157, DO(50)58, 21 July 1950, "Ability of the Armed Forces to Meet an Emergency," Annex IV "Plan Galloper"; PRO, CAB129/35, CP (49) 123, 26 May 1949, Memorandum by Bevin and Alexander, "Soviet Industrial Potential," Annex B "Economic War Potential of the USSR".
- (80) PRO, PREM8/1429, DO (50) 67, 30 August 1950, August 30, "Use of German Resources for the Defence of Western Europe."
- (81) From Jebb (New York) to Younger (Minister of State), 12 September 1950, Roger Bullen and M.E.Pelly (eds.), *Documents on British Policy Overseas, Series II, Volume III, German Rearmament September ? December 1950* (London: Her Majesty's Stationery Office, 1989), II, III, No.9. 以下 DBPO, II, III の省略。
- (82) Jebb to Younger, 13 September 1950, DBPO, II, III, No.13.
- (83) PRO, PREM8/1429, memorandum by Jebb, 14 September 1950; Jebb to Younger, 14 September 1950, DBPO, II, III, No.20.
- (84) PRO, PREM8/1429, memorandum by Jebb, 15 September 1950.

- (85) Philippe Vial, “Jean Monnet, un père pour la CED?” dans René Girault et Gérard Bossuat (dir.), *Europe Brisée Europe Retrouvée* (Paris: Publication de la Sorbonne) p.211.
- (86) *Ibid.*, pp.258-9.
- (87) *Ibid.*
- (88) CAB131/18, DO(50)21, 8 November 1950, DBPO, II, III, No.101.
- (89) *Ibid.*
- (90) Memorandum by Marshall for Lay (NSC), 8 November 1950, FRUS, 1950, III, p.438.
- (91) PRO, PREM8/1379, Record of Meeting of the North Atlantic Council in Brussels on 18 December 1950, 20 December 1950; Bevin (Brussels) to FO, 19 December 1950, DBPO, II, III, No.144. *NATO軍事委員会の議論とその報告は、以下の文書を参照。* Report by the North Atlantic Council of Deputies on Military Committee Document MC 30, December 9, 1950, “Political Aspects of the Contribution of Germany to the Defense of Western Europe,” FRUS, 1950, III, pp.531-538; Report by the North Atlantic Military Committee, December 12, 1950, Report by the Military Committee, “Joint Meeting of the Council Deputies and the Military Committee; Military Aspects of German Participation in the Defence of Western Europe,” *ibid.*, pp.358-547; Report by the North Atlantic Military Committee to the North Atlantic Defense Committee, December 12, 1950, “The Creation of an Integrated European Defense Force, the Establishment of a Supreme Headquarters in Europe, and the Reorganization of the NATO Military Structure,” *ibid.*, pp.548-564.
- (92) この「一九五五年」の転換点としての重要性を指摘する優れた研究として、石井修「冷戦の『五五年体制』『国際政治』第一〇〇号（一九九二年）を参照。また、ロートは、一九五五年を「ブロック形成の批准（Ratification of Bloc Formation）」と位置づけ、冷戦期の安定が確立した様子を描写している。Loth, *The Division of the World*, chapter 13.
- (93) マックス・ウェーバー『職業としての政治』（岩波文庫、一九八〇年）一〇五頁。